

# 大谷學報

第八十四卷 第三・四合併号

平成十八年一月二十日発行

【金鰲新話】 版本考……………早川智美（1）

二〇〇四年度 春季公開講演会 講演録

樹心仏地——值遇と自覚——……………神戸和麿（31）

文化の政治性……………脇田晴子（47）  
——天皇と中世文化をめぐって——

二〇〇四年度 研究発表会 発表要旨……………（62）  
彙 報……………（75）

患う女性たちの回復と

エンパワーメント……………滝口直子（1）  
——共感を育む居場所に根づいて——

大 谷 大 学  
大 谷 学 会

大谷学報 第八十四卷 第一号

大谷学報 第八十四卷 第二号

清沢満之の「僧伽」観（下）…………水島見一

場の理論による心理療法モデルの射程……廣瀬幸市

説教師の創意工夫を探る

……………ハルトムート・オ・ロータモンド

大谷学報

平成十五年度

修士論文・卒業論文・卒業研究題目一覧

学位論文審査要旨

大谷学報

学位論文審査要旨

ゲーテと孤独……………栗花落和彦

詩『堅琴弾き』を巡って――

# THE OTANI GAKUHO

( THE JOURNAL OF  
BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES )

## CONTENTS

### Articles:

- Recovery of women through Empowerment ..... *TAKIGUCHI Naoko* ( 1 )
- 

### Résumés of Papers Presented at the Otani Society

- Annual Meeting 2004 ..... ( 62 )

### Résumés of Papers Presented at the Public Lecture Meeting in the Spring of 2004

- The Politics of Culture : On the  
Emperor and Medieval Culture ..... *WAKITA Haruko* ( 47 )

- Placing Mind in the Soil of the Universal Vow  
—Encounter and Self-Awakening— ..... *KANBE Kazumaro* ( 31 )
- 

### Articles:

- A Comparative Study of the Printed Editions of  
*Gum-o Shinhwa* ..... *HAYAKAWA Satomi* ( 1 )
- 

### Miscellaneous:

---

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY  
OTANI UNIVERSITY  
KYOTO, JAPAN

# 大谷学会規程

(設置)

第1条 大谷大学（大谷大学大学院、大谷大学短期大学部を含む。以下「本学」という）に大谷学会（以下「本会」という）を置く。

第2条 本会は、学術研究の推進と、その成果の公開を目的とする。

（事業） 第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

季刊「大谷学報」の発行

（会員） 第4条 本会は本学のすべての教育職員及び学生をもつて会員とする。

2 前項のほか、本会の趣旨に賛同し、役員会において承認された者は、会員となることができる。

（役員） 第5条 本会に次の役員を置く。

1 会長  
2 監事  
3 委員  
4 付則  
5 会務を統理する。  
6 会長には大谷大学長が当たり、委員は10名とし、教授会において施行する。

- 2 委員は、企画・編集・出版等の会務を掌理する。  
3 委員の任期は、2年とする。ただし再任をさまたげない。  
4 附則 第8条 監事は2名とし、教授会において互選する。任期は2年とする。  
2 附則 第9条 監事は、本会の会計を監査する。
- 2 委員は、企画・編集・出版等の会務を掌理する。  
3 委員の任期は、2年とする。ただし再任をさまたげない。  
4 附則 第8条 監事は2名とし、教授会において互選する。任期は2年とする。  
2 附則 第9条 会員は、本会の出版物にその研究を発表し、「大谷学報」及び「大谷大学研究年報」の配布を受け、本会主催の会合に出席することができる。
- 2 附則 第10条 会員の会費は、年額四〇〇〇円とする。ただし、学生会員は一〇〇〇円とする。

（運営経費）

第11条 本会の経費は、会費をもつてこれに当てる。

2 本会の必要経費については、助成金を受けることができる。

（事務所管） 第12条 本会の事務は、教育研究支援部教育研究支援課の所管とする。

（規程改正） 第13条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。

1 付則  
2 この規程は、一九八一年四月一日から施行する。

大谷学会委員会	
浅見直一郎	D・ヴェステル
大城邦義	門脇健
堀憲仁	番場寛
廣瀬幸市	三宅伸一郎
山下憲昭	采翠晃

平成十八年一月二十日発行

大谷学会

編集発行者 宮下晴輝

〒六八四 京都市北区小山上総町  
大谷大学内

振替〇一〇四〇七一八三九三番  
(〇七五四二一八五八四)

印刷者 西村七兵衛

2 一九六二年四月一日施行の「大谷学会会則」はこれを廃止する。  
附則 この規定は、一九九三年四月一日から施行する。  
附則 この規定は、一九九五年四月一日から施行する。  
附則 この規定は、二〇〇二年六月一日から施行する。

大谷大學研究年報 第五十七集

伊達本名所三百首注の研究 ..... 赤瀬知子

藤原永範考 ..... 仁木夏実

スウェーデンの農業革命 ..... 塚田秀雄  
——メーラル谷ピュスピュー村を例に——

Hakuin's Other Life: *Tales of My Childhood* ..... Norman Waddell